

図表2

制度	制度の性格	主な財源	日本制度とのイメージ
Social Security	公的年金	社会保険料	老齢基礎年金・厚生年金
401(k)	企業型確定拠出年金	会社・従業員拠出	企業型DC
IRA	個人型退職口座	本人拠出 (401(k)からの移管も多い)	iDeCoに近い制度

国した駐在員から税理士サイドが最も相談を受けるのも、このIRAと推測される。さらにIRAにはTraditional IRAやRoth IRAなど複数の種類が存在する。

税務実務で相談が多いのは「IRA」

Social Securityは制度が比較的単純であり、401(k)も勤務先が管理している間は納税者自身が判断する場面は多くない。一方、IRAは日本帰国後も保有を継続するケースが多く、分配時期や課税関係、外国税額控除など、日本の税理士が判断を求められる論点が数多く存在する。そこで本稿では、このIRAを中心に、日本帰国後の税務実務について整理していくことになる。

日本に帰国した後に起る課題について

まず、それは運用を継続するのか、分配するのか、その後に続くのは米国だけでの課税になるのか、それとも日本で課税されるかの検討になる。

例えば、米国では退職後の資産形成制度として広く利用されているIRAであるが、日本の税

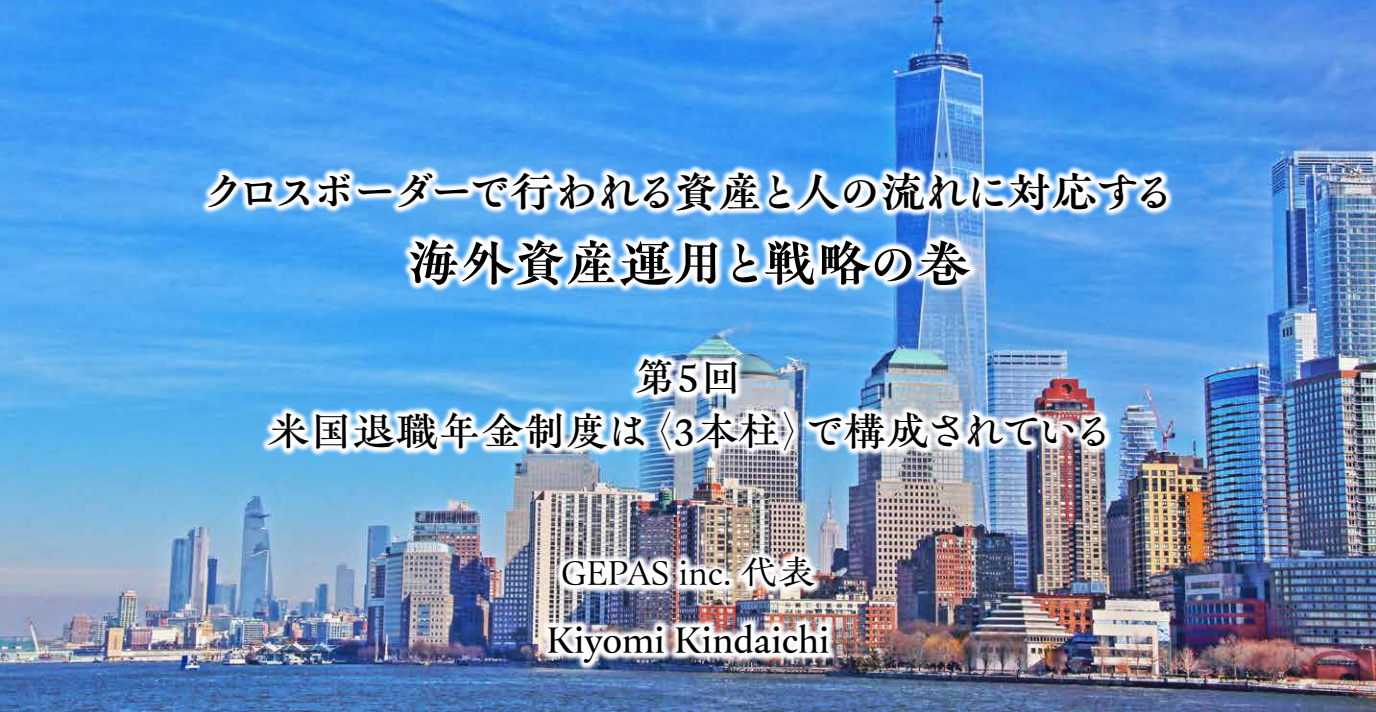
制にはこれと同一の制度は存在しないため、米国での取り扱いをそのまま日本へ当てはめることはできず、日本独自の課税関係を改めて整理する必要があるからである。

米国勤務中にIRNを保有していた方が日本へ帰国したが、米国で開設した口座を、そのまま保有し続けるケースが一般的であり、この場合は口座内の株式や投資信託も引き続き運用することができる。もっとも、証券会社によっては日本居住者となった後の追加拠出や新規投資を制限している場合もあるため、実務上は金融機関ごとの取り扱いを確認する必要がある。

「運用中」の課税について

最も誤解が多いのが「運用中」の課税関係である。IRA口座内では株式の売買や配当金の受領が繰り返されるが、これらについて日本で毎年課税されるのではないかと心配される相談も少なくない。

しかし、一般的には、口座内で資産を運用しているだけで直ちに日本で所得が実現するわけではないため、実際には口座から分配を受ける段階で課税関係を検討することになる。



クロスボーダーで行われる資産と人の流れに対応する 海外資産運用と戦略の巻

第5回 米国退職年金制度は〈3本柱〉で構成されている

GEPAS inc. 代表
Kiyomi Kindaichi

図表1 米国退職年金制度の構造



もっとも、税務実務では、前記三つを混同したまま相談を受けることも少なくなく、

- ・ 米国年金を受け取っている
- ・ IRAを持っている
- ・ 401(k)を日本へ持ち帰った

日本国内における年金制度は、公的年金と企業年金、iDeCoやNISAなどを別々の制度として理解することが一般的であるが、米国では老後資産形成を支える制度として、

- ・ Social Security (社会保障年金)
- ・ 401(k)
- ・ IRA (Individual Retirement Account)

の三つが中心となっている。

さらに、IRAは図表1のように数種に枝分かれる建て付けをひとまず認識されておかれると良いと考えられる。

といった相談であっても、制度ごとに課税関係や税務上の取り扱いが大きく異なる。その上でそれぞれの制度の位置付けを整理しておきたい(図表2)。

Social Security

Social Securityは、日本でいう公的年金制度に相当する。一定期間保険料を納付すること、で、老齢・障害・遺族に対する給付が行われ、勤務先が変わっても制度は継続し、退職後の生活保障を目的としている。

401(k)

401(k)は企業が従業員のために設ける確定拠出型年金制度である。従業員自身が給与の一部を積み立てるほか、企業がマッチング拠出を行うケースも多く、転職や退職時には、401(k)の資産をIRAへロールオーバーすることが一般的である。

IRA

IRAは個人が開設する退職口座である。自ら資金を拠出するほか、退職時に60歳から資産を移管して利用するケースも多く、日本へ帰

「分配中」の課税について

一方で、実際にIRAから資金を引き出す「分配」の段階では、日本と米国の双方の税制を確認しなければならない。Traditional IRAでは、拠出時に税制優遇を受け、その後の運用益も繰り延べられるため、分配時に米国で所得課税が行われるのが基本である。また、日本へ帰国した後に日本居住者として分配を受ければ、日本でも課税関係が生じる可能性がある。

「日本側」の課税について

ここで納税者が最も誤解しやすいのは、「米国で課税されるなら、日本では課税されないだろう」という思い込みにある。しかし、日本は居住者に対して全世界所得課税を採用しているため、日本居住者となった後に受け取るIRAの分配については、日本側でも課税関係を検討する必要がある。したがって、米国で税金が徴収されたからといって、日本での申告が不要になるわけではない点に留意が必要となる。

もっとも、同一の所得について日米双方で課税される場合には、外国税額控除の適用を検討することになる。ただし、米国で源泉徴収された税額が、そのまま日本で全額控除できるとは

限らない点は留意が必要となる。

「IRAの種類」と履歴による課税

さらに、税務実務では、IRAの種類を確認せずに相談を進めることもリスクである。

Traditional IRAであるか、Roth IRAであるのかによって、米国での課税関係は大きく異なる。加えて、401(k)からロールオーバーされたIRAである場合には、元々の資金の性質や拠出履歴を確認しなければ、適切な税務判断ができないようになっていく。

そのため、日本へ帰国した顧客からIRAについて相談を受けた場合には、

- ＊IRAの種類
- ＊過去の拠出履歴
- ＊ロールオーバーの有無
- ＊分配の予定
- ＊米国での課税状況を最初に確認することが重要になる。

いわゆる、制度の理解以上に、どのような経緯で現在のIRAが形成されたのかという「履歴」を把握することが、適正な課税申告への第一歩となるといえる。

実務で誤りやすいポイント

次にIRAに関する申告実務で留意することが望まれるポイントを以下に6点列挙させていただいた。

①IRAと401(k)を

混同しないようにする

401(k)は企業型年金、IRAは個人の退職口座である。しかし、退職時に401(k)をIRAへロールオーバーするケースが多く、納税者自身も両者を区別していないことが少なくない。ロールオーバーであれば、移管時に課税されたか、非課税のまま資金が承継されたのかによって、分配の検討資料も変わる。現在の口座名称だけではなく、旧勤務先の401(k)明細、ロールオーバー時の書類、過去のForm 1099-Rなどをつなげて、資金の履歴を復元することが必要となる。

②Traditional IRAとRoth IRAを区別する

Traditional IRAとRoth IRAは、同じIRAでも米国側の課税構造が異なる。Traditional

IRAは、拠出時に所得控除を受けられる場合があり、控除を受けた拠出額と運用益は原則として分配時に課税される。一方、Roth IRAは拠出時の所得控除がなく、一定の要件を満たす適格分配は米国では非課税となる。

したがって、「IRAだから全額課税」「Rothだから非課税」と一律に処理することはできない。米国で適格分配として非課税であっても、日本でも当然に非課税になるとは限らず、日本法上の所得区分、本人拠出額、受給方法などを別途検討する必要がある。

最初に確認することが望まれるのは、口座名の末尾に「Traditional」「Roth」「Rollover」のいずれが付いているか、また複数口座が存在する場合には口座ごとに資料を分けて整理しなければならない。

③元本を把握できるようにしておく

実務上最も多いのが、本人拠出額（元本）が把握できていないケースである。課税済みの拠出額が含まれている場合には、分配額の全てが所得となるわけではない。

所得制限などにより控除を受けなかった拠出が含まれていれば、その部分は米国税務上のbasis、すなわち既に課税済みの元本として管理される。

Form 8606は、Traditional IRAへの非控除拠出や、非控除拠出を含む口座からの分配、Roth IRAへの転換などを報告するための書類であるが、日本帰国から長期間が経過していると、過去のForm 8606、給与明細、401(k)の移管資料が残っていないことがある。現在の口座残高だけを見ても、そのうちいくらが本人の課税済み拠出で、いくらが運用益なのかは分からないことが多いのである。元本資料がないまま分配額の全額を所得とすれば、過大な税負担を生じさせ、逆に根拠なく多額の元本を控除す

れば過少申告となる。帰国時または受給開始前に過去の拠出資料やForm 8606などを確認し、元本と運用益を整理しておく必要を顧客に伝えることが推奨される。

④米国で非課税が

日本でも非課税にはならない

納税者に最も多い誤解点として、米国で課税されていない以上、日本でも申告不要だろうと誤解してしまう点である。

典型例はRoth IRAであるが、米国では、所定の要件を満たす適格分配が非課税となる。しかし、米国で非課税とされる分配であっても、日本でも当然に非課税となるわけではなく、日本では日本の所得税法に基づいて課税関係を判定することになる。このため、米国側の課税結果だけで申告を判断することはできないところである。

⑤Form 1099-Rだけを見て

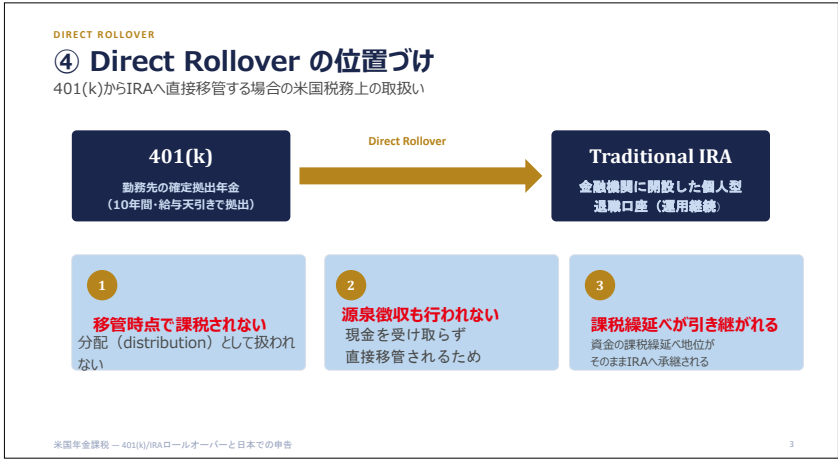
申告しないようにする

IRAの分配時に発行されるForm 1099-Rは、

- Gross Distribution
- Taxable Amount



図表4



図表5



図表6



↓図表4

⑤ 55歳で日本へ帰国し、IRAを保有したまま運用を継続した。

⑥ 65歳になった年から、毎年2万ドルずつ分配を受けることとした。

↓図表3

⑦ 分配時には米国の金融機関からForm 1099-Rが発行され、Gross Distributionとして2万ドルが記載された。

↓図表5

検討の方向性

まずA氏は分配時点で日本居住者であるため、日本では受取額について課税関係を検討しなければならぬ。

米国で税金が源泉徴収されていても、直ちに外国税額控除の対象となるとは限らないことがある。まずは日米租税条約上の課税関係を確認し、米国での課税が適正かどうかを検討する必要がある。IRAの実務では、現在の分配額だけではなく、口座がどのような経緯で形成されたのかという「履歴」を確認することが最も重要である。なぜなら、日米租税条約には年金等に関する課税関係が定められているため、受取人

① 米国人に10年間勤務し、

② 勤務中に401(k)に給与の一部を拠出し、退職時の401(k)残高は20万ドルとなる。

③ 退職に際し、この20万ドルを現金で受け取らず、Traditional IRAへ直接金融機関に移管

⑥ 外国税額控除は機械的に適用できない

などが記載されている。これは申告の出発点となる重要な資料ではあるが、記載された課税対象額は米国側の情報申告書のものであり、これだけで日本側の所得金額を確定することもできない。

実務では、1099-Rのほか、年間口座明細、Form 5498、Form 8606、過去の米国申告書、ロールオーバー資料を確認する必要がある。

Distribution Codeについても、通常分配、早期分配、死亡による分配、ロールオーバーなど、分配の性質を判断する手掛かりとして確認したい。

の居住地、分配の性質、米国市民権・永住権の有無などを踏まえた確認が必要となる。

条約上、本来免除されるべき米国税が源泉徴収されている場合には、直ちに日本の外国税額控除へ進むのではなく、米国での還付請求や源泉徴収手続の是正を検討する必要がある。日本の外国税額控除は、外国で徴収された税額を無条件に控除する制度ではないため、対象となる外国所得税や控除限度額について要件が設けられている。

このようにIRA実務については、1099-Rに記載されたドル金額を円換算するにとどまらず、現在の分配に至るまでの口座種類、拠出、ロールオーバー、元本、米国課税を一本の履歴として再構成し、日本側の課税関係へ接続する作業になる。

ケーススタディ：A氏の場合

401(k)をIRAへ移した後、
日本で受給するケース

図表3



図表9

conclusion		
「結論」 Form1099-R だけでは20万ドルの形成がわからない。> 履歴を復元する5つの資料の用意。		
01	401(k) 拠出明細 EMPLOYEE CONTRIBUTION HISTORY	取得する点 元勤務先のプラン管理者 (例: Fidelity 等)
02	会社拠出額の明細 EMPLOYER MATCHING DETAIL	取得する点 元勤務先の HR または プランの半期報告書
03	税引後拠出の有無 AFTER-TAX CONTRIBUTION FLAG	取得する点 プラン管理者への書面照会 Roth 401(k) 区分記録
04	IRA へのロールオーバー資料 ROLL-OVER DOCUMENT	取得する点 プラン管理者・受入 IRA 金融機関の受領書
05	過去の米国申告書 (1040 等) PRIOR U.S. TAX RETURNS	取得する点 本人 控え IRS トランススクリプト請求
IRA の日本申告は、受取額の換算よりも口座の履歴を把握することから・・・ \$200K がどう形成されたかを復元する。		

〈参照〉

IRS Publication 590-A, Contributions to Individual Retirement Arrangements (IRAs)

IRS Publication 590-B, Distributions from Individual Retirement Arrangements (IRAs)

IRS, Traditional IRAs (制度概要)

IRAがある。Traditional IRAは、拠出時に所得控除を受けられる場合があり、原則として受給時に課税される。Roth IRAは、拠出時の所得控除はないが、一定の要件を満たす分配は米国で非課税となる。

もともと、日本居住者については、米国での課税結果がそのまま日本でも認められるとは限らないため、口座の種類、本人拠出額、ロールオーバーの有無などを確認し、日本法上の課税関係を別途判断する必要がある。



Kiyomi Kindaichi (金田一喜代美)

税理士・CFP®・CIPS®・国際不動産投資コンサルタント (JARECO)
中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、辻・本郷税理士法人にて国際資産税準備室長を経て国際税務にて独立をした。その後2024年10月には国際資産専門コンサルGEPAS inc.を設立。現在カチエル等で個人国際税務相談員に着任しながら世界各国の多くの個人・相続の国際実務経験を有する。的確な対応に顧客から高評価と篤い信頼を受ける。中央大学法学部卒、慶応義塾大学院商学研究科修了、シンガポール三田会、和橋会等会員。

成を目的とする制度であるが(図表2参照)、税制上の仕組みは異なる。DeCoは、原則として掛金が所得控除の対象となり、運用益は非課税、受給時に課税される。

一方、IRAには主にTraditional IRAとRoth

申告にあたっては、⑥の2万ドルを受取日の電信売買相場の仲値(TTM)で円換算する。例えば受取日のレートが1ドル150円であれば、円換算額は300万円となる。

外国から受け取る年金については、受取時のTTMで円換算する取り扱いが示されている。

↓図表6 (前ページ)

▽300万円全額を機械的に所得とするのではなく、拠出額のうち課税済みを確認する必要がある。

▽DeCoへの拠出が全て税引前で勤務先拠出と運用益のみで構成されているのであれば、課税対象額は大きい。

▽税引後拠出が含まれていれば、その元本部分

図表7

TAXABLE AMOUNT
課税対象額をどう検討するか
300万円全額を機械的に所得とせず、拠出の構成を確認する

ケースA
税引前拠出のみで構成

- 本人拠出：すべて税引前 (pre-tax)
- 勤務先拠出 (マッチング拠出等)
- 口座内での運用益

> 課税対象額は大きくなる

ケースB
税引後拠出が含まれる

- 本人拠出の一部が税引後 (after-tax)
- 元本部分は日本で二重課税のおそれ
- 拠出時期・金額の裏付け資料が必要

> 元本部分の取扱いの検討が必要

米国年金課税 → 401(k)/IRA/Rolloverと日本での申告

6

図表8

FOREIGN TAX CREDIT
外国税額控除は自動的に使えない
米国で源泉徴収があっても、直ちに日本で外国税額控除を適用するわけではない

1

米国で源泉徴収が行われていたかを確認する

2

日米租税条約上の課税関係を確認する

3

W-8BENの提出状況を確認する

4

米国民権・永住権の有無を確認する

5

本来、米国で課税される所得なのかを判断する

判断できて初めて
外国税額控除の検討へ

上記のステップを経て、本来米国で課税される税であると判断できて初めて、日本での外国税額控除の適用可否を検討する。

適法な外国所得税であっても、日本の外国税額控除には控除限度額がある点にも留意する。

米国年金課税 → 401(k)/IRA/Rolloverと日本での申告

7

をどのように取り扱うかの検討が必要となる。

↓図表7

▽また、米国で源泉徴収が行われていたとしても、直ちに日本で外国税額控除を適用しない。

▽日米租税条約上の課税関係、W-8BENの提出状況、米国民権・永住権の有無の確認、本来米国で課税される税なのかを先に判断する。

▽適法な外国所得税であっても日本の外国税額控除には限度額がある。

↓図表8

検討の結果

この事例で最終的に確認すべきなのはForm 1099-Rだけでは解決できないという点にある。

DeCo時代の拠出明細、会社拠出額、税引後拠出の有無、IRAへのロールオーバー資料、過去の米国申告書を確認し、20万ドルがどのように形成されたかを復元する必要があるため、IRAの日本申告では、受取額の換算よりも、口座の履歴を把握することがポイントになる。

↓図表9

日本のDeCoとの違い

日本のDeCoとIRAはいずれも老後資産形

8 月刊実務経営ニュース 2026.09

月刊実務経営ニュース 2026.09 7